

1. 平成31年第2回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

平成31年3月22日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について

- 日程20 議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算について
- 日程22 議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程23 議案第40号 平成31年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程24 議案第41号 平成31年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程25 議案第42号 平成31年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程26 議案第43号 平成31年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程27 議案第44号 平成31年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程28 議案第45号 平成31年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程29 議案第46号 平成31年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 平成31年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 平成31年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 平成31年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 平成31年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 平成31年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 平成31年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 平成31年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 平成31年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第56号 平成31年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第57号 平成31年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第58号 平成31年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程42 議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程43 議案第61号 財産の無償譲渡について（上沢集会所敷地及び倉庫）
- 日程44 議案第62号 市道路線の廃止について
- 日程45 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程46 請願第1号 後期高齢者医療の窓口負担の原則一割の継続を求める意見書採択に関する請願
- 日程47 請願第2号 国に対し消費税率10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願書

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程47まで

日程48 議案第64号 郡上市教育委員会委員の任命同意について

日程49 議案第65号 郡上市教育長の任命同意について

日程50 議案第66号 工事請負契約の締結について（大島工業団地造成工事）

日程51 報告第2号 専決処分の報告について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局 竹下 光
議会総務課長
補 佐

議会事務局
議会総務課主事 細川珠代

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員の皆様には2月26日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第22号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程20、議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの19議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました19議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告を、これよりさせていただきます。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして、平成31年3月11日開催の第1回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、大和町大間見地区の交通空白地の解消を目的に、大間見・小間見線のルート変更をすることにつき、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、当該地区は、以前の集中豪雨でかなり荒れた箇所があるが、新しい道路

の雨量基準などは大丈夫なのかとの質問があり、今回の道路改良で危険な箇所は全て解消されている。新たに運行ルートとなる市道部分には雨量規制はないが、昨今は想像を超える雨量により災害が発生しているため、豪雨等により災害の危険性が高まった場合には、運行を停止して安全を確保する考えであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う人事院規則の改正を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、1日の正規の勤務時間と時間外勤務時間及び有給休暇の取得についての質問があり、1日の勤務時間について、公務員の場合は、数年前から7時間45分となっており、これを超えて勤務を命ずる時間が時間外勤務時間となる。なお、勤務時間には、お昼の休憩時間は含まれていない。また、有給休暇を5日以上取得させなければならなくなるということについて、民間の場合は労働基準法が厳しく適用されるが、公務員の場合は労働基準法が一部非適用であるため、そのような規定は適用されない。市職員の有給休暇取得の現状としては、原則として年20日間付与されるが、取得は年平均7日程度となっている。引き続き、職員が有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、学校教育法の一部改正に伴い、学校教育法を引用する条文の項ずれを改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、平成21年にこの条例が施行されて以降、これまでに、この条例に基づく自己啓発等休業を取得した事例はないと聞いたが、積極的に職員が学ぶことなどを期待してこの条例を制定されたのではないかと思う。せっかくこの条例ができたのに活用されてこなかったことを市長はどのように思うのかとの質問があり、職員がいろんな仕事をしていく上で、資質の向上を図っていくことは、職員の強い意志があれば可能となっているが、1年から2年の期間、職を離れることに職員としては心配もあると思われる。そして、そこまではいかなくとも、市では高度な知識や専門的な知識を学ばせるため、自治大学校の研修などに派遣しているほか、国の機関である中部運輸局などへも派遣を行っており、そういったことも一つの勉強と考えている。また、職員に意欲があれば、海外青年協力隊などにも参加できるわけであるが、この制度が十分に認知されていないということもあるかもしれない。希望する職員があれば活用してほしいと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第7号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、現下の厳しい市財政状況に鑑み、教育長の給料月額的一定割合を、当分の間、引き続き減額するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、八幡町入間地区における移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、こういった鉄塔施設の整備費用は誰が負担し、使用するに当たっては誰が責任を負うのか、また、他の地域での設置要望はあるのかとの質問があり、施設の設置は市が行うが、国の補助金として3分の2、県の補助金として15分の2が受けられ、国と県とを合わせると事業費の5分の4の補助金となる。したがって、市の持ち出し分は5分の1であるが、事業者の負担があることや、辺地対策事業債などが充てられれば、実質的な市の持ち出しは数万円程度となる。なお、この設置後の運用については、事業者が維持管理を行うため、その後の修繕等についても事業者が行うことになっている。

また、市内の地域間を結ぶ幹線道路の途中など、携帯電話の不感エリアは残されていると思われるが、現在のところ、住家のあるエリアで市が設置の要望を受けている箇所は2カ所あり、そのうち1カ所は、事業者が自主事業で対応されることとなったため、新年度予算に計上した残りの箇所の整備が完了すれば、住家のあるエリアは全てカバーできるものと考えたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第9号 郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、消費税率の引き上げに伴い、郡上市公の施設使用料徴収条例ほか2条例について、施設等の使用料を改めることについて、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、各施設の使用区分について、明宝コミュニティセンターでは、午前、午後、夜間という表記でなく、時間が表記されている。それ以外の施設は、午前、午後、夜間となっているが、定義は決まっているのかとの質問があり、それぞれ合併前からの表記方法となっているものであり、明宝コミュニティセンターは時間で細かくなっているが、若干の幅を持って利用していただくことは可能であると考えている。午前、午後、夜間という区分表記のほうが、施設を利用しやすいと考えられるので、時間の表記については、今後検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告をします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山 悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 続きますので、産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例8議案につきまして、平成31年3月12日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告します。

報告の前に、字句の訂正をさせていただきます。議案10号、11号とも、農林水産と書くべきところを農務水産と書いてありますので、務を林に直していただきたいと思います。

それでは、報告をいたします。

議案第10号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、消費税率の引き上げに伴い、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例のほか14条例について、施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、木材利用、間伐等の森林整備、人材育成、担い手の確保、森林・林業の意義や木材利用促進に関する普及啓発等に要する経費の財源として、森林環境譲与税の一部を積み立てる「郡上市森づくり振興基金」を新たに設置するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

商工観光部長及び観光課長から、消費税率の引き上げに伴い、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例のほか25条例について、施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、説明の中で郡上市郡上八幡城下町プラザのバス停留所のことは記載してあるが、テナントの使用料について記載されていない。使用料はないのかとの質問があり、施設設

置当初から、施設前の軒下を開放しているが、明確な施設区分はなく、多目的活用場として活用しており、産業振興公社が使用料を徴収しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第13号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、県営事業における市と地元の負担率の適正化を図るため、土地改良事業分担金の地元分担金率等を軽減する。また、中山間地域農村活性化総合整備に係る地元分担金の規定を削るため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第14号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、条文に分担金を免除する事業として、峰越しまたは集落間を結ぶ林道である基幹林道で行う事業と、橋梁の補修・更新及び機能強化を行う事業の規定を加え、林道事業分担金の軽減をし、森林整備等の振興を図るため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、峰越し林道、突っ込み林道はどのぐらいの数があるのかとの質問があり、市が管理している林道は274路線あり、内訳として峰越し林道63路線、突っ込み林道211路線であるとの説明がありました。

基幹林道だけでなく、今後突っ込み林道について、分担金をなくす方向で検討するのかとの質問があり、分担金については、近隣の市町の状況も見ながら軽減する方向で検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第15号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、郡上環境衛生センターの不燃物処理施設の機能を郡上クリーンセンターに移管したことによる文言の削除。郡上北部清掃センターの施設用途を廃止することによる施設名称の削除。消費税率の引き上げに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の額に係る条例を整備するため、この条例を定めるものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、学校教育法の一部改正で専門職大学が平成31年度から創設されることにより、所要の規定を整備するものである。平成31年4月に創設予定している学校は3校であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

について。

環境水道部長から、学校教育法の一部改正で専門職大学が平成31年度から創設されることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、専門職大学はどのような学校なのか、学問的知識はあるが、実際仕事に生かすことができるのかとの質問があり、専門職大学は、各専門分野の大学の先生や一般企業から派遣講師が授業を行い、実践に即した教育・即戦力となる人材の養成を目的とする学校であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告いたします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、平成31年3月8日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。議案第18号 郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、消費税の引き上げに伴い、郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例のほか7条例について、施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、被用者保険の被保険者本人が75歳到達等により、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった者について、保険税の均等割と平等割の減免期間を「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」とする規定を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、世帯主が健保組合等から後期高齢者医療制度に移行したときに、本人は後期高齢者医療の保険料を支払うことになり、国民健康保険に加入した家族は3年目から保険料の

軽減が受けられなくなれば、その家庭は大きな負担となるとの意見があり、国民健康保険税には世帯の所得に応じて7割、5割、2割の均等割軽減措置があり、能力に応じた負担をしていただく制度となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

教育委員会事務局教育次長から、消費税の引き上げに伴い、郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例ほか15条例について、施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内の施設のうち、追加料金で金額がかさむ施設がある。市内にさまざまな施設があるが、料金設定が統一されていないのではないかと質問があり、建てられた時期の違いなどで料金の差はあるが、それぞれの施設の料金設定のときに、根拠を持ちながら設定をされたものであると認識している。ホールの大きさや機能によっても多少の差はあるが、合併から調整をされずに今日に至っていることは課題である。ただし、公の施設の適正配置の件もあるので、料金のことや、これだけのホールが市に必要なのかどうかという議論も含め、あわせて検討したいとの説明がありました。

文化財収蔵庫や美並ふるさと館等の減免など、表に記載されていないことも含めて、郡上市内の減免措置の統一性はどうかとの質問があり、博物館に関する条例で、減免は「市長が認めるところ」という中で運用をしている。障がい者手帳を提示してもらえば無料になるか、介助者も一部無料の施設もある。また、市内の未就学の子どもは無料としているとの説明がありました。

消費税10%の移行に従って使用料金を改正されているが、料金改定というのは現行料金掛ける1.02で出てきた数値を四捨五入するのかとの質問があり、全体の考えの中では、現行の料金を108%で割って原価を出す。それに1.10を掛けて税込み料金を出し、1円単位を四捨五入する。基本的には8%になる前の原価を出してから10%に直すとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

教育委員会事務局教育次長から、西和良小学校の統合に伴い、西和良小学校体育館及び屋外運動場の施設用途を廃止すること並びに消費税の引き上げに伴い、小中学校の体育施設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

教育委員会事務局教育次長から、西和良小学校の統合に伴い、西和良小学校体育館及び屋外運動場を西和良社会体育施設とする所要の規定を整備すること並びに消費税の引き上げに伴い、体育施

設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告いたします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 産業建設常任委員会の報告書の1ページでございますが、議案第10号と議案第11号の冒頭に農務水産部長とありますが、あまり聞きなれない言葉ですが。

○議長（兼山悌孝君） これ、さっき訂正されたんです。委員長報告のときに。

○4番（野田勝彦君） そうですか。失礼しました。

○議長（兼山悌孝君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてに対する

討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます、よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第38号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程21、議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長、16番 渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 予算特別委員会の御報告を申し上げます。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算につきまして、2月28日、3月4日、3月6日並びに7日に予算特別委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会でございますので、詳細な報告は省略し、結果のみ御報告申し上げます。

議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算について、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会予算特別委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算についてに対する討論の通告がありますので発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田でございます。お願いします。

議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算について、反対の立場で討論を申し上げます。

30年度昨年この議会だったと思えますけれども、当初予算について、私はさまざまな観点から疑義を申し上げたんですが、同様に今年度、来年度に向けてのこの31年度予算についても、ほぼ同様な問題点を私は指摘させていただきたい。

基本的には、まず歳入の問題ですが、これは、いずれも予算の審査の中で申し上げたことで、重複して申し訳ございませんが、改めて確認をしながら申し上げます。

歳入につきまして予算書を見ますと、いずれもいわゆる三角マーク、減額が並んでおります。三角マークがついていないのが森林環境税8,500万円、それから地方消費税交付金2,500万円、この2つぐらいでした。どちらも御承知のように、大変逆進性の強い税源でありまして、さまざまな点で問題がある。しかし、森林王国といいますか、森林が非常に多い我が郡上市にとっては、収入としてはふえてくる、痛しかゆしというところもあるでしょうし、私もそういうふうに思っております。ありがたい財源でありながらも、これはこれで有効に活用するしかないという面がございます。しかしながら、こうした財源は、いずれも用途は制約されておりますので、市が自由にこれを使うわけにはいかないと。

そうした中で、当初予算の概要を見ますと、一般会計では280億4,000万円ありますが、対前年比

では0.5%の減ですから、若干下回りながらも昨年の水準をほぼ維持しているとみなしてもいいと思います。その中身を見てみますと、市債が10億7,300万円の3割減になっております。これは、合特債が終了しましたので、当然といえば当然ですが、合特債以外は軒並み、それなりにふやされている、後年度へのツケがそれなりに増えてくる。

一方、基金からの繰入金は24億2,000万円で、9億2,700万円が62%という増額になっているわけです。一番の問題は、私、これだと思います。この基金の状況を、基金ごとにちょっと見てみますと、財政調整基金は今年度末で約20億円、来年度31年度末では、想定では、残るは9億3,000万円。これは、財政調整基金としては、いかにも心配な額ではないでしょうか。

もう一つ、公共施設整備基金は9億4,500万円が、来年度末には9,000万円になる。9億から9,000万円ですから、ほとんどなくなってしまいうに近いぐらい。ふるさと応援基金は、ほぼ全額を使い切ります、残るは500万円。ケーブルテレビの事業整備基金は約半分を使うと。いずれにしても、市のいわば貯金と言ったらいいですか、この基金は大幅に減額されて、残りは本当にわずかになってしまふという状況が想定されているわけでありませう。

基金というのは、もちろんたくさん積んでいけばいいというわけではありません。それなりに有効にこれは活用すべきものであつて、今までも多分そういうふうになされてきたんですが、その望ましい残高は、10%ぐらいは必要ではないかと、これは予算規模に対してですね。それに対して、郡上市の場合は、50億円ぐらいは持っているべきであるというふうにな常識的には考えられるのが、来年末には10億円しか残っていないということになります。

これから、ことしありましたように、幾多の災害に見舞われるかも知れません。気候変動の中で、これは大いに可能性の高いことでもあります。もちろん、少子高齢化、人口減は待ったなしの状況で、確実にやっけてまいります。おまけに、我が郡上市は、公共施設が非常に多岐にわたり、この整理・統合も待ったなしと。

こうした中で、これだけ基金を使い切ってしまうというのは大げさかもしれませんが、これは非常に問題があると私は思います。

そういう意味で、この30年度から31年度にかけては、合特債がなくなるという状況の中では、私は思い切つて市の財政構造、事業構造を見直すべき時期であつたと痛切に思っているわけです。こういう時期を捉えて見直さなければなかなかこれはできない、財政というのは、なかなかしぼめることは難しいものです。また、事業の中には年度をまたいで継続するものも幾つかありますので、そう簡単には、また減らすわけにもいかないと。こうしたことを考えると、今年度のこの予算案、来年度に向けての31年度予算案については、やや従来の事業レベルを踏襲しすぎているように思います。

ここで、そういう状況を根本的に見直していただきたいという意味で、私は反対を申し上げます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 賛成討論はございませんか。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 誠に僭越ではございますが、しばらくの間、よろしく願いいたします。

議案第38号 平成31年度一般会計当初予算案の280億4,200万円については、以下、これより申し述べます観点から、原案のとおり可とすることに賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30年度当初予算に比して大きく減額を余儀なくされているのが、今ほどもございました市債であります。これは、合併特例債の減が21億1,110万円。これについては、市合併15年を経て、もう想定内のことでございます。こうした中、執行部とされては、その対策として、辺地対策事業債、公共事業債、過疎対策事業債、防災基盤整備事業債等の増額発行で、必要な投資的事業の確保するべき尽力された跡かと伺います。

また、年を追うごとに減額が必至でありました地方交付税も、合併算定替え特例が終了しましたが、一般算定における標準団体の面積の見直し等による経費加算の算入増もあり、30年度比0.1%減で収まっております。

なお、予算委員会でも、また、本日の反対討論でも意見のございました繰入金については、30年度比9億2,716万円の増であります。内訳は、6億5,000万円は必要な公共施設整備基金からの繰り入れであり、財政調整基金からは、30年度比にしては1億円の増ということでございます。半面、地方譲与税にあつては、森林環境譲与税の創設による増があり、市の将来財源にプラスの要因も見受けられます。

以上、歳入全体としては、厳しい自主財源の中ではありますが、過大や過小見込みの財源充当はされておらず、適正な歳入予算計上と感じました。

次に、歳出であります。

31年度郡上市施政方針において、市長より示された市政運営の基本方針の中で、市政施行満15年を迎え、これまでの財政上の特例措置が終了し、自立する郡上市となるため、さらに活力ある「ふるさと郡上」を構築するために、一つ、「防災と減災」、二つ、「観光立市郡上」、三つ、「産業振興・人材育成・雇用創出」に重点を置き、取り組むと述べられております。

また、予算編成の背景には、市長におかれては、「市長と語ろう！ふれあい懇談会」を初め、年4回の定例議会での一般質問を通じての意見交換や提案、さらに、昨年12月5日には、市議会3常任委員会の市長への政策提言を踏まえて、31年度予算編成に対して新規な事業化や継続事業の充実、31年度以降の検討課題等々に区分されておりますが、これらに真摯に取り組まれた成果が、当初予算上に反映されていると感じました。

時間の都合上、抜粋にて、私の独断ではありますが、分野別に主だった諸事業をピックアップし

てみました。

「防災・減災」対策では、旧町村時代も含めて、過去に発生した火災や台風、地震などが節目の年となります。あるいは、昨年の豪雨、酷暑、台風を踏まえての避難所用資機材、Wi-Fi整備、市内河川に水位設計など8,923万円。さらに、危険木等立木伐採のためのインフラ保全対策事業関連に5,246万円。消防車両整備に1億712万円。

そして、3年目を迎える「観光立市郡上」では、DMO設立を視野に、観光マーケティング体制の構築に5,059万円。郡上市観光連盟ホームページの設計等に3,770万円。2020スポーツツーリズム推進に2,906万円。高鷲吹高原スポーツ広場やホテル積翠園改修等に5億2,018万円。

次に、「産業振興・人材確保育成・雇用創出」では、産業支援センター活動に1,742万円。産業関連表作成に878万円。市内中小企業に在籍する従業員等の資格取得助成に3,153万円。白鳥町大島工業団地造成関連に5億2,889万円。移住・定住を進める郡上カンパニープロジェクト事業や交流移住推進に9,902万円。健康福祉では、金額は過小でございますが骨髄ドナー等助成や産後ケア、さらには予防接種事業助成に9,073万円。介護職員確保対策に55万円。

次に、教育、文化、人づくりでは新たな郡上学講座に141万円。国史跡指定を目指す篠脇城跡、東氏館跡調査に358万円。旧八幡公民館跡地利用としての、「(仮称)郡上八幡まちなみ交流館」や大和町「短歌の里交流館よぶこどり」整備関連に3億2,579万円。

社会基盤、インフラ整備では、ケーブルテレビの伝送路の光回線化に7億円。市内道路、橋梁、農林道等に25億5,660万円等々が挙げられます。

特に31年度予算には、大島工業団地、都市再生計画の電線類無電柱化、吹高原第1グラウンド、短歌の里交流館、ホテル積翠園、さらには郡上八幡まちなみ交流館、これらの6事業が債務負担行為で既に設計等が完了、または着工済みとなっており、したがって、31年度に着工完了となるための当該工事費の合計は14億1,905万8,000円ということで、これが31年度予算に計上されるということになっております。そして、この6事業は、いずれの郡上市の未来づくりには不可欠な事業と言えます。よって、当初予算規模も30年度費0.5%減の280億円台となるのも必然であり、理解できません。

さて、日置市政は、就任以来一貫して、市財政の健全化を目指して市政運営を進めてこられたと思います。例えば、地方債残高は、平成17年度ピーク時に543億円、それを平成29年度339億円、マイナス204億円でございます。人件費につきましても、合併時の59億円から、平成29年度では40.5億円、18.5億円の削減でございます。実質公債費比率も、ピーク時には、平成20年の21.8%でしたが、平成29年度では12.7%と改善されており、この実績は評価したいというふうに思います。

他方、財政調整基金からの繰り入れは、30年度当初比では1億円増ですが、31年度分としての財調からの取り崩し分は10億8,300万円ですから、財調基金の残高は、31年度末では9億3,000万円と

なるわけでございます。ではありますが、前段で分野別に申し述べました各種の31年度諸施策、事業は、市民みんなが安心して暮らし続けられる、ふるさと郡上実現のための礎石となるものとして財政基金の活用に踏み切った、いわば日置市政の下された英断ではないでしょうか。

以上のことから、郡上市の財政状況は、依然として厳しい状況にはありますが、だからこそ、将来の活力ある郡上市構築のために、必要な施策、事業が盛り込まれた平成31年度一般会計当初予算案280億4,200万円であることをここに確認して、少し長くなりましたことを謝しながら、議員各位の御賛同を切にお願いを申し上げまして、原案のとおり可とすることの賛成討論とさせていただきます。

討論となり得たかどうかは不安ではありますが、よろしく御理解のほど、お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 起立多数と認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。再開は10時50分。

（午前10時38分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時50分）

◎議案第39号から議案第59号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程22、議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程42、議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました21議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、報告を申し上げます。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算10議案につきまして、平成31年3月11日開催の第1回総務常任委員会において、慎重に審査しましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第43号 平成31年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長及び契約管財課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、市の経営する駐車場は、一般会計からの繰り入れをすることなく経営することが望ましいと考える。八幡の市街地は多くの観光客が訪れるので、駐車場経営に力を入れる考えがあるのかとの質問があり、昨年から歴史資料館の駐車場を、試行ではあるが、ゴールデンウィーク期間中はガードマンによる料金徴収を行っており、今年度も行う予定である。収益を上げていくことについては、中心的な愛宕駐車場が、平日は無料で職員駐車場を兼ねていることなどもあり、諸条件を考慮する中で検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成31年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳についての説明を受けました。

審査の中で、委員から、鉄橋のさびがひどく景観上も良くないが、塗装等の修繕は予定していないのかとの質問があり、鉄道施設については計画的に修繕を行っており、平成31年度予算では相生駅と郡上八幡駅の間にある第6長良川橋梁の塗装を行う予定である。今後も順次、修繕を行っていく予定としているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成31年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、森林整備センター分収造林事業655万8,000円で高鷲町鷲ヶ岳地内となっているが、何年生なのか。また、雪深いところでもあり、育成状況についての質問があり、立木は26年生が6.43ヘクタール、27年生が4.56ヘクタール、29年生が6.53ヘクタール、合計17.52ヘクタールとなっている。雪深い場所であるが、立木は順調に生育しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第52号 平成31年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、合同委員会とは何かと質問があり、合同委員会とは、牛道財産区管理委員会と各牛道地区自治会代表者による会で、年2回開催され、財産区事業等についての報告が行われているとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第53号 平成31年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成31年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、小中学校森林教室運営委託について、事業内容、費用等についての質問があり、高鷲中学校、高鷲小学校、高鷲北小学校において、共通して行う座学で森林の働きを学び、現地で間伐体験や実際に木を切るところを見学して体験学習を実施している。高鷲林業グループに委託しており、1校当たり10万円を計上しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成31年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成31年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成31年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告いたします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算5議案につきまして、平成31年3月12日開催の第1回産業建設常任委員会において

慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第40号 平成31年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成31年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画等について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成31年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

商工観光部長及び商工課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、平成31年度に完成予定である白鳥町干田野地区、明宝気良地区以外に適地はあるかとの質問があり、小水力発電の調査事業として、新エネルギー財団の補助金を活用して調査を実施し、適地として市内2カ所に事業性があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成31年度郡上市工業団地事業特別会計予算について。

商工観光部長及び商工課主幹（工場用地確保推進担当）から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成31年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告します。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 続きまして、文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、平成31年3月8日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については、

主な内容を報告いたします。

予算議案。議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市の均等割額は5万6,200円と、岐阜県下の市の中でトップであるが間違いないかとの質問があり、郡上市は均等割額に比重を置いているため大きい額となっているが、平等割額は医療分のみである。均等割を低くしているところは、後期支援分や介護納付金分にも平等割を賦課している。税の比重をどのように置くかというバランスの違いであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成31年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成31年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

郡上偕楽園長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、職員の働き方への配慮や負担軽減のために、優れた介護の備品・器具の導入を行っているかとの質問があり、介護度も上がってきているので、状況を見ながら導入を検討していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成31年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育委員会事務局教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、奨学金が返せない子どもたちがふえていると耳にするが、本市の状況はどうかとの質問があり、平成29年度の段階で、支払いをいただいていない方が1人あったが、粘り強く話をさせていただき、先日支払いがされ、現在は、29年度以前の過年度分の滞納はない。現年分は、支払いが遅い方には文書を出して対応をしているところであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成31年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、保険料に関して、均等割額の軽減措置がどのように変更されているのかとの質問があり、2割、5割、7割の軽減措置のうち、7割軽減には、特例により2割を上乘せした9割軽減と、1.5割を上乘せした8.5割軽減となっている。9割軽減の方については、消費税率が上がる10月に、年金生活者支援給付金の支給開始や介護保険料の軽減措置が行われるため、このときに合わせて本則の7割軽減に戻すとの説明がありました。

今年度の9割、8.5割軽減の対象者はどれぐらいいるのかとの質問があり、9割軽減は約1,300人、8.5割軽減は約2,300人、合わせた割合として42%ほどになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について、説明を受けました。

審査の中で、委員から、市民病院の平成30年度の医師不足分は、平成31年度の新規採用医師で充足するかとの質問があり、平成31年度の新規採用による増は、外科医1名、小児科医1名であるため充足されず、平成31年度においても泌尿器科を初め、内科、産婦人科の常勤医師が不足しているとの説明がありました。

平成31年度の診療科医の内訳について、どのような状態かとの質問があり、内科医5名、外科医4名、整形外科医2名、産婦人科医2名、小児科医2名、耳鼻科医1名、心療内科医1名、救急科医1名となり、合計18名の予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告いたします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 平成31年度 郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成31年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成31年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 平成31年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成31年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成31年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通

告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成31年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成31年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成31年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成31年度郡上市工業団地事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成31年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成31年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成31年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成31年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成31年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成31年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成31年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成31年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

◎議案第61号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程43、議案第61号 財産の無償譲渡について(上沢集会所敷地及び倉庫)を議題といたします。

総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) それでは、報告させていただきます。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案につきまして、平成31年3月11日開催の第1回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第61号 財産の無償譲渡について(上沢集会所敷地及び倉庫)。

総務部長から、財産の効率活用及び自治会の活性化を図ることを目的として、和良町上沢集会所敷地及び倉庫を上沢自治会へ無償譲渡するものであり、上沢集会所の建物は平成29年に無償譲渡されているが、同自治会は平成31年1月17日付で認可地縁団体となったことから、集会所の敷地である市有地と倉庫もあわせて無償譲渡するものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告します。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第61号 財産の無償譲渡について（上沢集会所敷地及び倉庫）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第62号から議案第63号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程44、議案第62号 市道路線の廃止についてと、日程45、議案第63号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の2議案につきまして、平成31年3月12日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第62号 市道路線の廃止について。

建設部長から、高鷲牧場2号線について、道路改良により路線の延長が必要なため、路線を一旦廃止し、再度認定をするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第63号 市道路線の認定について。

建設部長から、高鷲牧場2号線については、道路改良により路線の延長が必要なため、路線を一旦廃止し再度認定する。東町区内6号線については、一般県道有穂中坪線の旧道処理計画により、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について、報告します。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第62号 市道路線の廃止についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程46、請願第1号 後期高齢者医療の窓口負担の原則一割の継続を求める意見書採択に関する請願を議題といたします。

ただいま議題としました請願第1号については、文教民生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について、報告いただきます。

文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成31年2月26日開会の平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成31年3月8日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第1号 後期高齢者医療の窓口負担の原則一割の継続を求める意見書採択に関する請願。

紹介議員から、昨年6月、政府は後期高齢者の窓口負担について「世代間の公平性や制度の維持性確保の観点から、後期高齢者医療の窓口負担のあり方について検討する」として、原則1割負担を2割負担に引き上げる方向で検討するとしたが、病院は、受診前に窓口負担分が幾らになるかわからないため、2割に引き上げられれば、不安を抱えたまま受診になる。75歳以上の年金生活者の7割は、所得が200万円以下である。こうしたことから、金銭的に厳しい生活をされている高齢者は、窓口負担が2割になることで、受診抑制につながることを懸念される。必要な医療を受ける機会の確保のためにも、国からの支援をふやして、後期高齢者の窓口負担の原則1割継続を求めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、厚生労働省の将来推計では、65歳以上の高齢者1人を支える現役世代は、平成29年で2.2人、平成37年では1.9人、平成77年では1.3人と予測されている。被保険者が増加することにより、現役世代がその分を負担しなければいけないという背景の中で、後期高齢者の窓口負担が2割になるのはいたし方ないとする。低所得者に対しては、自己負担限度額を低く定めるなど、高額医療費という制度で自己負担分の軽減措置が導入されている。全国後期高齢者医療広域連合協議会では、窓口負担1割という制度の維持を求めているので、国の動向を見ていきたいとの意見がありました。

低所得者の高齢者に対しては、年金生活者支援給付金が支給されているなどの対応が考えられているが、高齢者には急激な負担増にならないように、慎重に対応していただきたいとの意見がありました。

高額医療制度に低所得者に対する配慮はあるが、たまに診療して支払う金額でも苦しい方がいることも考えるべきであるとの意見がありました。

福祉とは全体的に大きな視野で捉えていく必要がある。現役世代の負担が限界に達しているのも事実であり、部分的に窓口負担だけを捉えることには反対であるとの意見がありました。

窓口負担が引き上げになることで受診抑制につながってはいけないが、世代間の公平性という観点からも、制度の継続性を考えると一部負担の変更はやむを得ないとの意見がありました。

現役世代も、生活の苦しい中で後期高齢者医療に対して負担をしている。全体を考えていく必要があるとの意見がありました。

後期高齢者医療への財源負担割合は、1割が自己負担、4割が現役世代からの支援、5割が国や自治体からの公的支援である。現役世代の負担をふやすのではなく、公費の使い方を見直して公的支援の部分をふやすよう国に求めたいとの意見がありました。

公的支援であっても国民の税金である。1割、4割、5割という負担の話ではなく、もっと視野を広げて社会福祉、高齢福祉をどうしていくのかという観点で物事を考えるべきであるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数により本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について、報告いたします。平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田です。

請願第1号 後期高齢者医療の窓口負担の原則一割の継続を求める意見書採択に関する請願についての委員会での結論は不採択ということでしたが、紹介議員といたしまして、これを採択していただきたいという立場で討論を申し上げます。

この問題につきましては、前12月議会ですが、昨年ですね、岐阜県保険医協会から陳情書が出されております。ほぼ同主旨の内容であります。

今回、この請願団体が、保険医協会からと市民と両方で、いわば医者側からと患者となる市民側から、両方から請願が出されたということ、まず強調しておきたいと思います。

内容は、今読んでいただいたように、後期高齢者75歳以上の方の窓口負担を1割から2割に引き上げるという、実は、この答申があったわけですが、その答申をしたのは、いわゆる通称財政審と言っています財政制度等審議会、ここが、この制度は早晚行き詰まるから、本人たちにも負担を引き上げるしかないんだという答申をされたんです。それは、世代間の格差も大きくなってきて、現役の負担が大きくなると、一方でお年寄りもふえていく、何とかしなくちゃという議論の中で、出されてきたんです。

私は、まず最初に、この財政審というところがどういう仕組みかというのを簡単にまとめてみたいと思います。

財政審は29人のメンバーです。国の審議会ですね。財務省の諮問機関ですね。29人中12人は財界のメンバーです。それから弁護士がお1人。国民の代表といいますか、何と表現したらいいかちょっと難しいのは、国民の代表と言うべき立場の方は連合の会長がお1人、あとは、いわゆる学識経験者と称する大学の先生方ですね。わかるように、圧倒的に財界の意向が強く働く組織であります。

ここで審議をされている、どういう審議内容かというのは、私もそこまでは把握しておりません

が、少なくとも、本当に低所得で、生活上、本当に厳しい方の立場というのは反映されているんだろうかと。これをまず最初に申し上げて、それは何とも申し上げられませんから、そういうところからの答申だということを念頭に置きまして、この内容の一番の大きな問題は、現役と後期高齢者の方のバランスの問題で、よく言われますように、みこし担ぎ論と言いますね、おみこしの上に後期高齢者を乗っけて、1人乗っております。下でみこしを担ぐのは現役世代、私が若いころは、御存じのように四、五人で担いだもので、まあ楽なものでした。

ところが、今は御承知のように、今説明があったように、分母が減りまして3から2、今は2前後だと思いますが、2人ぐらいでお1人の高齢者を担ぐと。これは、だんだんと下の者が上に上がって行くわけですから上がふえていく、下はどんどん減っていきますから、なかなかふえないという構造は、誰でもわかることです。

ですから、この世代間の問題としてこれを考えると、どっちが負担するか。高齢者が身銭を切って、身銭といいますか、つらい思いをして負担をふやしていくのか、あるいは現役を頑張ってくれと言うしかないんですね。解決の道はないんです。

残るは、ちょっと申しおくれましたが、後期高齢者の財政の全体の1割は高齢者が負担し、4割は現役が負担し、残り5割は公的支援だと。なぜ、この5割の公的支援のほうに言及されないのか、財政審はですね。上の1と4だけをああだこうだと言っても、これは始まらないんです。下の一番問題の5のところを何とかしてふやしてほしいというのが、この請願なんです。

御承知のように、今もこの委員会の中の意見にありましたように、この社会福祉、社会保障の制度は、部分的にこうやってつまみ上げるといろいろありまして、これも1割から2割へというのは部分的であります。

ですから、この部分ではなしに、もっと広く全体を見渡すべきだという議論が当然出てくるんですが、その広く見渡した場合は、残りの50%の5割の部分は大いに広げて、ここを財源として1割負担を維持してもらいたいという内容なんです。委員会の議論でもありましたように、公費と言えども、それはしよせん税金なんだと。しかし、その税というのは、後から次の請願にも登場しますけども、累進性がとれる税ととれない税があります。現役が負担するのか、高齢者が負担するのかというのは、これはもう、どんどん消費税率を高めていけば、結局自分たちの納めた税でそれを支援していくしかないですが、しかし、その税の取り方を考えていけば、累進性を大いに活用すれば、これは解決の糸口はあるわけですから、そういう点でぜひとも、これは、国の制度について、応援をお願いしていきたい。

それから、もう一つ、全国知事会も、全国の市長会も、そしてこの仕組みを担当している広域連合会も、こぞって意見を述べております。制度維持をやっていただきたい、あるいは、受診抑制を引き起こさないように配慮をしてもらいたいということを言っております。こういう請願や要望が

出されているのに、それにお任せすればいいというものではない。郡上市議会も、それを応援すべく、意見書を出すべきなんです。

何か、はしごをかけて、登らせて、後からはしごを外すような、そんなことは私はやってはならないと思います。だから市議会も、もしこれが、そういう問題があると思われるならば、ぜひとも意見書の採択をお願いをしたいと思います。

最後に、憲法第25条御存じのように生存権ですが、健康で文化的な最低限度の生活、これを国は保障しなきゃならない。まさに、1割が2割に引き上げられるということは、それに背を向けることになる。税をどこからいただき、どういうふうにするかを考えれば、それはしなくても済む。その観点でこの意見書の採択を、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 14番、武藤です。

私は、この請願第1号の委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告にありましたように、65歳以上の高齢者1人を支える現役世代は、平成29年で2.2人、平成37年で1.9人、平成77年で1.3人と予測されております。また、人の一生の医療費の50%は、70歳以上になってからの医療費だとも言われております。

こういった現状の中で、この制度の継続性を考えますと、後期高齢者の窓口負担を含め、今後、社会福祉、高齢者福祉のあり方を議論がされるべきだと考えます。

したがって、原則1割の継続を求めるのではなく、しっかりと議論されるべきだと考えますので、この意見書の採択には反対をさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、討論を終結し採決をいたします。

請願第1号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 起立少数と認めます。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時。お願いします。

(午前 11時54分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（兼山悌孝君） 17番、総務常任委員長、清水敏夫君から発言を求められておりますので、許可します。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水です。総務委員長ということで、ちょっとお願いしたいと思いますが、先ほど可決していただいた議案でございますが、議案第51号の文面の一部についてミスがございましたので、訂正をしておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務委員会の常任委員会報告書の5ページの一番上の議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてでございますが、これの説明の後のやりとりの中で、中ほど、上から4行目のところに、「ついでに質問があり、立木は26年生が」となっておりますが、「立木は26年植栽」ということで、不定期ではないのでございますので、26年植栽が6.43ヘクタール、同じく、27年植栽が4.56ヘクタール、同じく、29年植栽が6.5ヘクタールということですので、不定期ではありませんので、ミスでしたので、訂正させていただきますので、議員各位のほうも、事務局執行部のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） はい。そのようによろしくお願ひいたします。

◎請願第2号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程47、請願第2号 国に対し消費税率10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題としました請願第2号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より、審査の経過と結果について報告をいただきます。

総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、御報告を申し上げます。

平成31年2月26日開会の、平成31年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成31年3月11日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第2号 国に対し消費税率10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願書。

紹介議員から、消費税導入時には、将来の社会保障のためと言いながら、実態は国民の社会保障負担はふえ続け、逆に、富裕層や大企業へは数々の優遇税制がとられています。日本国憲法は法の負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や一握りの富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。

防衛費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済進行優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も財政再建の道も開かれます。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めると説明を受けました。

審査の中で、委員からは、最近の新聞社のアンケートによると、消費税10%引き上げに対して、賛成と反対が拮抗しているので、消費税に対する国民の考えも理解されつつある。また、社会保障制度に使われるので、デメリットばかりではないとの意見がありました。

消費税に関連した中で、法人税の引き下げで企業に莫大な内部保留があるとの説明でしたが、今日のグローバル社会においては、企業が国際社会に対して打ち勝っていかなければならない技術、その力を蓄えておくことが必要だと考える。あわせて、少子化が進む中で、その子どもたちに将来の社会保障制度にかかわる財源を負担させることはできない。したがって、今消費税での財源確保を図らなければならないとの意見がありました。

自治体の運営には、税金がなければ何もできなくなる。消費税ばかりでなく、他の税制を含めて議論するべきものであると思われるので、今回の消費税10%のみについての引き上げ中止を求める意見書の提出については反対であるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で、本件を不採択とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成31年3月22日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

ここで、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 請願第2号でございますが、国に対し、消費税率10%引き上げ中止を求める

意見書の提出を求める請願書、以上の請願につきまして、紹介議員として若干の討論をさせていただきたいと思います。

僭越ですが、お手元に3枚つづりの資料を置かせていただきました。委員会でも提示したのですが、若干つけ加えて、わかりやすく思いつくったのですが、皆さん方には、先刻御承知の内容だと思しますので、あえて見るまでもないかと思いますが、消費税率10%引き上げに絡んで、後から説明の資料にさせていただきたいと思います。

まず最初に、今、委員長から報告ありました請願の審査の中に、4つほど、これを不採択にする理由がございます。

まず第1点は、中ほど、国民の考えはこの引き上げに理解がふえていると。全く逆でございます。反対がふえております。

2つ目、社会保障制度に使われる。逆です。先ほど、高齢者引き上げにあったように、社会保障はだんだんと厳しくなっております。一向にふえておりません。

3つ目、国際社会に打ち勝つために、企業は体力を温存しなければ。よく使われる言葉ですが、これも的外れでございます。安倍首相風に言えば、当たっていませんと、こんな言葉でよく言われますが、要するに、後からまた述べますが、国際社会に打ち勝つために、内部留保を高めればいいわけではないんです。むしろ逆ですね。内部留保を使わないかん。ためたって何にもならないでしょう。そういう点で、これは的外れです。

最後に、消費税ばかりでなしに、ほかの税制との組み合わせで考えなあかん。そのとおりであります。そういう意味で、私はきょうは、この10%引き上げに絡んで、税制の問題も取り上げます。

まず第1点です。資料の1枚目の図1をごらんいただきたいと思います。ごらんになっていただければわかるとおり、明らかに逆進性ですね。所得200万円以下の方は消費税率は実質的に8%は8.数%、何でこんなことになるの。10%にもし仮定するならば黒いほうですが、十数%の負担になる。要するに、生活の全てが消費税として課税されている。もうあけても暮れても、食べて、着て、住む、これだけの生活にならざるを得ないというのが、これもそうでしょうね。

一方2,000万円以上、数%、2%か3%か4%未満の負担率です。要するに、消費に回す以外のお金がた一んとあるということで、これはおわかりいただけるかと思しますので。

こうして、いかに豊かな方には恩恵があり、そうではない、家計が厳しい方には負担が重い税制であると、これはもう至るところで言われていますからよくおわかりいただけると思います。

こうした税制をどんどん引き上げて行くとどうなるか。その下の2番目の図をごらんください。消費税は消費に対する罰金である。これは委員会でもちょっと私、注意をされたんですが、実はこれ、私の造語ではありませんので、内閣府参与の藤井 聡という方、これはもう、政府の機関の中に身を置いていらっしゃる方自身がはっきりと言っている言葉です。藤井 聡、京大の教授でござ

います。

すなわち、たばこ税が、税が上がるたびに喫煙力が下がると同じことをやる。消費をすれば消費税がとられるということは、本質的に罰金なんだと。それを言っているわけです。そのとおりの現象がそのグラフでわかります。このグラフ、ちょっとわかりにくい、見にくいんですが、おわかりいただけますか。2回の消費税引き上げについて、これ書いてあるんです。

1回目は3から5%へ、前回という下の太い線です。上の方は、今回というのは、これは豪華な8への引き上げのときの小売り販売額がこういうふうに変化したということですね。当然ですが、引き上げ前は、駆け込み需要でうんと需要が高まりますね。消費が高まります。引き上げた途端にがたっと落ちる。これは当然だと思います。ところが、その後を見ていただきたい。引き上げ前には回復していないんです。これが決定的に大きな要因になっています。要するに、×が続いているということですね。

こんな状態で税収がふえるわけではない。すなわち、消費税は、私たちは3から5、5から8へ、8から10へ引き上げれば、それだけ、国の税収がふえると思いがちだけでも、逆なんです。減るんです。これが私たちの大きな誤解のもとになっている。

次のページを見ていただきたい。図3でございます。

すいません。これ、輪転機で印刷したものなんでなかなかわからない。本当はこれ、カラー版なんですけども、よく見てもらうと、薄く棒グラフが入っているんです。数字だけはずっと見れますので、数字を追ってもらえば大体、棒グラフになるんですが、その棒グラフが実は大事なんです、わかりますか。これ、薄いですね。申しわけございません。

これはその消費税を導入してから、2016年かな。余り字が小さくてわからない。2018年ですね。昨年までの税収を項目別に挙げて、そして、棒グラフは国の一般会計の税収の総額でございます。

見ればわかるんですが、一番下の消費税は確実に3から5、5から8へと増税によって税収がふえていくんです。これは当たり前ですね。大体1%、2兆数千億円、これは確実にふえているんです。だから、財務省にしてみれば、こんなに都合のいい税制はない。確実に入ってくる予想ができる、安定税制というやつです。

これに対して、上の2つの折れ線。1つは法人税です。下側のほう。もともと、その上は所得税ですが、所得税、法人税は、ずっと以前は、ほぼ同額だったんですよ。一番左側ですね。クロスしています。だから、所得税半分、法人税半分が国の税金だった。

これが、そういうふうに見ればわかるように開いていくんです。どんどんどんどん開いていく。消費税導入と同時に、法人税は大きくは減っているんです。一部ちょっと盛り上がって回復するときはあるんですが、やっぱりずっと減っていくんです。所得税も下がっていきます。そして、見にくい棒グラフでございますが、棒グラフも、消費税を引き上げても、少なくともふえていかないん

です。流れとしては減っていき、最近はちょっと持ち直しておりますけども、国の税金はふえていかない。むしろ減っていく。こんな状態を消費税はもたらしているということなんです。

その下の第4図をごらんください。

上の太い棒グラフは消費税によってもたらされた税収、累計で304兆円。下の薄い棒グラフ、ちょっとこれも見えにくいんで申しわけないんですが、これは法人税が減らされた額、累計で262兆円。そして、その上には、消費税の税率、その下には法人税の税率があります。法人税は4割から2割3分へ、23%へと激減されております。

国の政策はわかるとおり、法人税を減らして消費税に置きかえていく政策をとってきたんですよ。わざわざ。少なくとも、法人税を維持しておれば、国の税金は維持されたんです。減ったのは、ここを減らしたからです。さように、いわゆる、よく言われる大企業優遇といえますか。

こうして、消費税をどんどん引き上げていくとどういう結果になるか。1つは、当然ながら、消費は減退します。物価は下がります。企業は生産を引き下げます。デフレですね。当然ながら、何年か前に深刻な問題になりました、年末の派遣切れと言われましたね。年末、派遣村なんて、ああいう事態。すなわち、切りやすいところから労働者を解雇し、全体として賃金は下げられます。

どうなるかという、所得税は下がっていくし、法人税も下がっていく。悪魔のスパイラルといえますか、いまだに、それから脱却できていなのが日本の経済なんです。安倍首相は、あちこち取り上げては盛んに回復していると言いますが、全てうそです。

もう1つ、どうしても言及しとかなきゃならんことは、零細業者へのダメージですね。この中小の零細業者の方、今まで、現在は免税業者といえますか、消費税をかけないことを認められている、年収1,000万円以下の方々の零細事業者の方々が、今度、インボイス制が導入されることによって、課税業者にならざるを得ない。もしそれを、課税業者にならんということになると、商取引から排除される可能性が出てくる。これがインボイス制であります。だからといって、課税業者になれば10%を課税しなきゃならんという大きな負担が入ってきます。すなわち、零細の事業者は、まず間違いなく激減するであろうと言われております。今現在、全国で448万の零細免税業者がありますが、そのうち160万ぐらいは消えていくんじゃないかと想定されております。

考えてみてください。私たちのこの郡上市は、地域の小さなお店やさんを大事にしようという政策をとっていますよね。全くそれに逆行することになる。ますます買い物難民もふやすことになる。その政策をやろうというのがこれなんですよ。

続けていきます。資料の最後のページをごらんください。

こうして、大企業は大いに優遇されますと、大企業は投資をするわけにはいかない。なぜなら不況ですから。輸出もそう簡単にふえるものではない。投資ができないということは、もうけた利益はどうなるか。ためるしかない。これは内部留保であります。かといって、労働者の賃金をどんど

ん引き上げて国民に還元するというのもやりません。我が身かわいさですから。したがって、内部留保はどんどんどんどんふえていくんです。その図が第5図であります。空前のため込みが行われておる。

この表は2016年までしかありませんが、昨年段階で446兆円の内部留保がある。446兆円、これに金融機関の内部留保を入れると500兆円を超えているという、この446には金融機関は入っていません。

一方、太い折れ線グラフが入っていますが、これは実質賃金の数値です。これだけ賃金は減らされている。この中には、非正規労働者をどんどんふやしたというのも、理由としてあると思います。御存じのように、非正規労働は今、正規労働の4割から6割の賃金ですので、半分前後と考えてもらっていいと思います。これをふやせば、当然下がりますよ。税収も減ります。

一方、ここにあるのは、内部留保の要因として、もう1つは税制上、大企業に対する非常に大きな優遇税制をとっているということもあります。よく御存じなのが、連結納税法人という、要するに、子会社の赤字は全部ちゃらにするという、計算上、これを差し引くことはできるんですね。

それから、受取配当益金不算入制度という大変ややこしい制度がありますが、これは簡単に言うと、外国の子会社から利益が入ったのには法人税をかけないというんですよ。ですから、政府みずからが企業に「外国へ行きなさい」と奨励しているようなもんですね。

よく、法人税を上げると、外国へ企業が逃げていくと言いますが、これは全く企業用語の理論ですが、政府みずからが外国へ行ったほうが得ですよという税制をつくっちゃってます。そのほか輸出減税、さらには研究開発減税、もういろんな優遇税制がありまして、今、法人税は23%ですが、別な、ちょっと資料で申しわけありませんが、連結納税法人はわずか6%しか法人税を払ってない。東海地方にあるTという大手の自動車会社は、法人税ゼロと言われた。こんなことが許されておる。やっぱりこれは異常じゃないでしょうか。

そして、もう1つ私は、大企業を攻撃するという、その意図はありません。これは内部留保を使って投資を促し、そして景気を回復するためには、消費税を上げてはならないということを申し上げたいんです。消費税をむしろ引き下げるべきだと。こうして、消費を促して物が売れるようにしなければ、企業だって、これは立ち行きませんわ。この理論をやっぱりわかっていたかかないと、消費税10%がいかに問題かということはわからないと思います。

最後の図6であります。これは大企業ばかりではありません。富裕層の優遇性です。

グラフでわかりますように、所得税は累進制ですから、税率はどんどん上がっていきます。そして、所得、約1億円ぐらいをピークにしながら、一回下がっていきます。これが所得税の税率のグラフなんです。

ですから、つい最近も、ある自動車会社のトップがいろんな疑惑で拘束されておりましたけれど

も、彼らの報酬が約20億円ぐらいと言われていますが、どの辺ですかね。これで見ると、十数%の税率ですね。これは報酬だけですから、要するに、肩書きに対する報酬だけですから、その他、株の配当など入れると一体幾らになるのかわかりませんが、100億円とすると、わずかちょっと大変読みにくいんで申しわけないんですが、12%ぐらいですか、こういう数字になるんです。

なぜこんなことになるかという、点線のほうです。すなわち、働いて、事業によって得た収入以外に、株の配当及び金融資産の利息、利子ですね。高額者はこれらがどんどんどんどんふえていきますから、その課税率は、どこまでいっても20%の定額ですから、所得がふえればふえるほど有利になる。こういう状況も考えると、いかに日本の税制が、本当に庶民いじめとも言える消費税をふやして、一方、巨大企業や富裕層にはいかに甘いのか、これが消費税を引き上げる理由として成立するのか、ここをよく考えていただきたいと思います。

先ほど申しました藤井 聡さんという京大の教授ですが、内閣参与を務めて、内閣の内部の方がこう言っているらしいです。これを申し上げて最後といたします。

これは藤井さんの発言です。我が国の政府は過去30年間、一貫して法人税を減税し続け、高額所得者の税率を下げ続けた。そのため、会社財源としての消費税の引き上げであった。庶民からは金を巻き上げる政治、10%消費税を今、断行すれば、国民も国家も企業も、ますます貧困化するとおっしゃっています。消費税率は凍結を必要とする。少なくとも、今の8に凍結すべきである。10に上げてはならんということを、彼は本当に熱く訴えていらっしゃるようです。

長々と申し上げましたが、国民、庶民のためにも、企業のためにも、どちらのためにも、消費税率は上げてはならないということを申し上げて終わります。

○議長（兼山悌孝君） ただいまは、請願の不採択に対する反対の立場での討論がありましたが、ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番 上田です。国に対し、消費税率10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で意見を述べます。

日本の将来人口構成は着実に少子化が進む中で、現役世代は減り、高齢者はふえていきます。

請願者は、日本国憲法は、法の負担原則にのっとりた税制の確立を要請しているとの主張ですが、税による受益と負担の関係を考えると、応益の負担という観点も重要であります。

社会保険料などの社会保障に必要な財源を確保するために、所得税や法人税の引き上げを行えばよいという考え方も理解はできますが、一層現役世代に負担が集中するという懸念もあります。特定の人に負担が集中せず、税による受益という面では、特に恩恵を受けていると考えられる、高齢者を含めた国民全体で広く負担する消費税は、経済動向に税収が左右されにくく、安定した税と言

われておりまして、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしい税制であると私は考えております。

社会保障と税の一体改革によって、平成26年4月の増税時から、消費税の引き上げ分は社会保障4経費、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費を社会保障4経費ということでありますけれども、それなどの社会保障財源に充当することが法律で明確にされており、特に、地方消費税交付金については、直接、地方公共団体に配分されており、社会保障費の財源として活用されているところであります。

紹介議員が主張されますように消費税は逆進性が高い税制であることは認めますけれども、消費税は、日本に住んでいる全ての人から、同じように一律に税金として徴収しやすいメリットがあり、だれもが支払うことになるので、公平であり、平等であり、そういう点では、決して悪くはない税制と考えております。

さらに、請願者や紹介議員によりますと、消費税率を上げると消費が低迷し、景気に悪い影響を与えるということも、引き上げの中止を求める理由のようであります。

確かに、過去2回の3%から5%、5%から8%の増税時においては、景気低迷への影響があったと言われておりますが、小幡 績という経済学者の言葉ですけれども、1997年、当時の消費税税率引き上げが景気にマイナスの働いたことは間違いない。重要なことは、純粋に経済効果だけを考えれば、全ての税金は経済成長にマイナスという事実である。これを忘れて、税制の議論を行っているため、経済的な議論と政治的な議論が混同されている。

1997年と同様、消費税の増税以外の要因で景気が悪化しても、消費増税が間違いだったということにされたからであると。そうなれば、景気があり得ないほどよくない限りにおいて、消費税率を上げるべきではないということになってしまい、今後、増税の機会は永遠に失われると述べております。

また、今回の増税について、エコノミストの多くが、今回の消費税率引き上げは、前回とは、税率引き上げ幅の相違があり、軽減税率の有無や増税への対策などにより、家計負担額、消費者物価に与える影響を比較すると、前回よりははるかに小さく、消費税率引き上げ自体が景気腰折れにつながるような事態は回避できると予測をいたしております。

先ほど紹介議員が言うたように、この消費税増税の前後には、駆け込み需要とその反動があることも明らかであります。郡上市の消費税増税への対応については、市長の本定例会の施政方針から引用をいたしますと、「ことし10月には消費税税率引き上げが予定されており、地域経済への影響が注目されるところです。国においては、消費税率引き上げによる需要変動を乗り越えるため、あらゆる施策を総動員するとされており、国の打ち出す経済政策などを注視しながら、必要に応じて、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えています」と述べられております。増税後の市民生活と

地域経済への影響を極力回避するとの方針を明らかにしていただいているところであります。

また、請願者が、あるいは紹介議員が反対をしていますインボイス制度については、今回の税率改定で導入される軽減税率の適用とも関連することと聞いておりますので、それだけを反対するとは言えませんが、インボイス制度の導入は4年後とされており、商工団体など、そうした団体からも、実施に対する心配の声があるので、私たち地方議会人も十分な調査研究をするという態度が必要だと思えます。

消費税の増税については、私も小売業者として、そして1人の消費者として、できることなら、請願者や紹介議員のように中止してほしいと思えますけれども、国と地方の借金を合わせて1,000兆円を超すと言われておるこの現実をながめると、子どもや孫たちの明るい将来を見据え、税の受益と負担のよりよいあり方を考えると、今回の消費税増税はやむを得ない手段だと判断し、本請願書の採択には賛成できません。同志議員の賛同をお願いして委員長報告に賛成の立場での討論いたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものであります。原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 起立少数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第64号 郡上市教育委員会委員の任命同意について、議案第65号 郡上市教育長の任命同意について、議案第66号 工事請負契約の締結について（大島工業団地造成工事）、報告第2号 専決処分報告について。

なお、4件を日程に追加したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第64号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程48 議案第64号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題いたします。説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、本日、追加でお配りしました議案書をごらんいただきたい
と思います。

議案第64号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成31年3月22日提出。郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市明宝畑佐633番地2、原 初治郎さんでございます。生年月日は記載のとおりであ
ります。

今般、委員4名のうち、1名の任期が5月13日をもって満了することにつき、改めて委員を任命
しようとするものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。

原さんにおかれましては、平成21年7月から教育委員となられまして、前任者の残任期間と、
2期8年を合わせまして、約10年間の長きにわたりお務めをいただいております。この間、平成25
年5月から28年5月までは委員長、その後は、教育長の職務代理者として重責を担っていただ
いておるところでございます。

このように、教育に関する豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、再任をさせ
ていただくことについて同意を求めさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略
したいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号については委員会付託を省略する
ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第64号について、原案に同意することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案に同意することに決定いた
しました。

◎議案第65号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程49 議案第65号 郡上市教育長の任命同意についてを議題といたします。説明を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それでは、議案第65号 郡上市教育長の任命同意についてでございます。

郡上市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成31年3月22日提出、郡上市長 日置敏明。

次の者でございますが、記載してございますように、住所、郡上市大和町河辺389番地2。生年月日については記載のとおりでございますが、熊田一泰氏を教育長として任命したいと存じます。

ただいま、前の議案で教育委員の任命同意をお諮りをさせていただきましたが、御承知のように、教育委員は任期が4年でございます。それに対しまして、さきのこの法律の改正によりまして、教育長は任期が3年となっております。

現在、石田誠教育長に教育長をしていただいておりますが、平成28年5月14日から就任をしていただいておりますけれども、3年任期ということで、平成31年、ことしの5月13日まででございます。まだ任期は少しございますけれども、議会にお諮りをする機会ということで、今回、提案をさせていただきます。

この3年間、本当に石田教育長には諸課題山積する中で、新しい制度上の新教育長としての任務を果たしていただいたことに、心から感謝と敬意を表したいと存じます。今般の任期満了に伴いまして、ただいま申し上げた熊田一泰氏を次の教育長として任命をさせていただきたいと思っております。

つけております資料がございますけれども、熊田一泰氏につきましては、皆さん御承知のとおりでございますけれども、昭和57年に教職につかれて以来、郡上市内の小中学校を主として、小中学校での教職にあられ、また、県的美濃教育事務所の中で、社会教育主事という形で、郡上郡内の町村に赴任をしておっております。

また、郡上市になりましたからも、表にもございますけれども、平成21年4月から市の教育委員会の学校教育課の課長補佐として3年間、そして、平成26年の4月から、同じく、市の教育委員会の学校教育課長として、その手腕を発揮していただきました。

今般、八幡中学校の校長を退職されるに当たり、同氏を教育長に任命をしたいと存じますので、御同意をいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第65号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、熊田一泰君から発言を求められておりますので、入場を認め、発言を許可いたします。熊田一泰君、お願いいたします。

（熊田一泰君入場）

○熊田一泰君 熊田一泰でございます。

ただいま、教育長の任命同意をいただきました。

人口減少、少子化が続く中、これから郡上市が直面する課題も厳しいものがあると思います。これからもずっと郡上市があり続け、今以上に住みよい、夢や活気のある郷土になっていくために、教育行政が果たす役割は非常に大きいと思います。まちづくりは人づくりと考えるからです。

郷土を愛し、たとえ困難に直面しても、夢や希望を持って、新しい時代を切り開いていける、魅力ある郡上人を育てていくために、市長部局と連携して教育行政を進めていきたいと思っております。また、地域における組織やさまざまな団体とも協力をしていきたいと思っております。

議会の皆様には御支援、御指導を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（熊田一泰君退場）

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございました。

◎議案第66号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程50 議案第66号 工事請負契約の締結について（大島工業団地造成工事）を議題といたします。説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、議案第66号でございます。工事請負契約の締結について（大島工業団地造成工事）。次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成31年3月22日提出。郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的 大島工業団地造成工事。
- 2、契約の方法 一般競争入札による。
- 3、契約金額 2億9,203万2,000円。
- 4、契約の相手方 郡上市白鳥町那留1502番地409。株式会社前田土木代表取締役 前田守廣。
- 5、工事の場所 郡上市白鳥町大島地内。
- 6、工事の概要 造成工事一式でございます。

おめくりいただきまして、資料がございます。

仕様書番号につきましては、商観第30-96号でございます。工事名は大島工業団地造成工事でございます。工事場所は、今申しましたとおり、白鳥町大島地内。また、工期につきましては、本契約の締結の日より、平成32年3月19日でございます。契約金額は2億9,203万2,000円。そして、契約の相手方はここに書いてあるとおりでございますし、7番 工事概要につきましては、造成面積は7万2,105.35平方メートル、また、整地土工としましては、掘削工が13万1,000立方メートル、盛り土工が11万3,000立方メートル、また、法面整形工が1万9,060平方メートル、用水工は側溝工が195メートル、排水工が側溝・管渠工で2,381メートル、集水桝・マンホール工で30基、附帯施設工一式、法面工一式、防災施設工一式、構造物撤去工一式です。

工事図面につきましては、その次のページでございます。

この資料を横に見ていただきまして、何度か御紹介している資料ではありますが、確認で御説明を申し上げます。

向かって上のほうが、国道165号線から上がってくる道となります。下のほうが北部の斎場のほうへ行く道となります。工事の場所につきましては、中ほどで、いわゆる太線で囲った部分がございます。この面積、ここに付きましてが、今回の工事の区域になるということでございます。

最後のページ、資料でありますけれども、入札結果としまして、ここに書きました6社が入札に参加されまして、一番上の行の株式会社前田土木さんが落札された、そういった経緯でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第2号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程51 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。説明、報告を求めます。

総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 報告第2号をよろしく願います。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成31年3月22日提出。郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、今回、2件ございますので、よろしく願います。

専決第16号。専決処分書。和解及び損害賠償の額の決定について。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成31年3月1日。郡上市長 日置敏明。

内容でございます。

1、損害賠償による和解の内容。

平成30年11月2日午後3時10分ごろ、スクールバスが、下校する三城小学校児童を送迎するため、郡上市美並町白山地内の市道学校前線から県道白山内ヶ谷線へ出ようとしたところ、県道側からの侵入車両があり、すれ違いができなかったため、車両を後退させたところ、後方で停車していた相手車両と接触した。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。（市の過失割合：100%）

2、損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。

3、損害賠償の額、18万6,624円でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決第17号でございます。こちらのほうは、専決日が平成31年3月8日でございますので、よろしく願いいたします。

1、損害賠償による和解の内容。

平成30年10月31日午後6時5分ごろ、幼児教育センターみなみ園の職員が、研修から戻るため、郡上市美並町白山地内の県道白山内ヶ谷線を走行中、長良川にかかる三城橋の左側交差点において、農免苜安線から県道白山内ヶ谷線に侵入してきた相手車両と接触した。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。（市の過失割合：10%）

2、損害賠償の相手方はごらんとおりでございます。

3、損害賠償の額、7,750円でございます。

以上でございます。

職員には、より一層の安全運転を促してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成31年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月26日開会以来、本日3月22日に至るまで、25日間にわたりまして、終始、慎重かつ御熱心に諸議案等につきまして御審議をいただきました。

おかげさまで、平成31年度予算を初め、各種の条例の改正案と、あるいはまた、本日追加上程をさせていただきました議案も含めまして、全てを御議決をいただきまして、4月から始まります新年度の市政推進のための体制を整えていただきました。ありがとうございました。

議案の審査過程や一般質問等においていただきましたさまざまの御指摘、御意見、御提案等につきましては、これからの市政運営に当たって、これを十分踏まえてまいりたいと存じます。

さて、3月も、きょうを含めまして残り10日ほどになりました。4月1日には、新会計年度がス

スタートするとともに、新元号の発表も予定をされておりまして、時代はいよいよ、平成の次の時代へと歩みを始めてまいることになります。

改元と新天皇の即位は5月1日でございますけれども、その5月1日を挟みまして、4月27日から5月6日まで、10日間の連休ということになるわけでございますが、この10連休への対応につきましては、本議会でも種々御質問等をいただきましたけれども、市民生活に支障をもたらすこともなく、市民そろって新しい時代が迎えられるよう、市としても、十分配慮をしてみたいと存じます。

議員の皆様方には健康に十分御留意をいただきまして、新しい年度、そして、新しい時代に向かっていますます御活躍くださいますよう祈念を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 平成31年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、2月26日から本日までの25日間にわたり、平成31年度予算を初め、条例の改正、新年度予算など、多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに、議員の皆様方の御協力によるものと、深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め、執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきまして、まことに厚く御礼を申し上げます。

また、暮れに行いました議会からの提言におきましても、真摯に深く考慮いただきまして、多くを取り上げていただきましたことも、改めて厚く御礼を申し上げたいと思っております。まことにありがとうございます。

また、今定例会を通じ、議員各位からの審議の過程や一般質問で述べられた意見、要望につきましても、今後の市政の執行に十分反映されますようお願いを申し上げます。

前々から少しずつ問題になっておりますけれども、これからの時代、やはり歳入が厳しくなってきましたと、今回も特にあったと思うんですけれども、やはり、歳入と歳出のバランスというのはいろんな面から懸念をしておるところでございますが、こうして苦勞してでき上がった予算でございますので、市民の皆さんには、議会からもそうでございますが、執行者の皆様方もよく市民に理解をしていただきますようお願いしたいと思っております。

特に、若い子たちには、郡上市が、これだけ子育てにも力を入れておるんやということを理解し

ていただくことによって、また、卒業してからの定着が望めるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議員各位並びに執行者各位におかれましては、年度末を迎え御多忙の毎日と思ひますが、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

また、今回で最後となられます職員の皆様にも、本当に今までありがとうございました。深く御礼を申し上げて、また今後とも、市政のためにもよろしくお願ひいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年第2回郡上市定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

（午後 2時04分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 山 田 忠 平